

令和3年度

第1回 小浜市水道料金等制度審議会

【下水道事業 資料】

日 時 令和3年7月7日（水）午後7時30分～

場 所 小浜市役所4階 大会議室

## 目 次

下水道とは .....	1
各施設の概要 .....	1
公共下水道の事業費 .....	3
下水道の費用負担 .....	3
公共下水道の普及状況 .....	3
下水道の料金体系 .....	4
<b>【参考資料】</b>	
平成27年下水道料金制度審議会 答申概要 .....	6
下水道区域図 .....	9

## 小浜市の下水道事業の概要

下水道とは生活や事業活動により発生した汚水を排除・処理し公共水域に流すための施設で以下の種類がある。

- ・ 公共下水道

主に市街地における下水を排除処理するために市が整備した施設  
汚水処理のほかに公共下水道では雨水を排除する施設も整備している

- ・ 集落排水 農業集落排水、漁業集落排水

集落内の汚水を排除処理するために組合を設立し整備した施設

- ・ 浄化槽（合併浄化槽）

各個人の汚水（トイレ、生活雑排水）を処理するために各個人が整備した施設

これらの施設を整備する目的は

- ・ 公衆衛生の向上

トイレの水洗化、病虫害や臭気の発生予防などの生活環境の改善

- ・ 公共水域の水質保全

川や海の水質を改善し保全する

### 1. 各施設の概要

#### 公共下水道

区分	事業認可計画	令和2年度末
計画期間	S58年度～令和8年度	
処理区域	752ha	721.9ha (96.0%)
処理人口	19,200人 R8 (20,032人 R3)	18,307人 (91.4%)
処理能力	11,900 m <sup>3</sup> /日	
処理方式	標準活性汚泥法	
計画流入水質	BOD210mg/l SS170mg/l	
計画放流水質	BOD 15mg/l SS 10mg/l	
放流先	小浜湾	
事業費	351億円	335億円

整備年表

S59.2	公共下水道事業（工事）に着手
H3.3	供用開始（126.8ha）
H3～H9	南川より西の市街地 供用開始
H10～H15	雲浜西津地区 供用開始
H12	北部中継ポンプ場 供用開始
H17	東部中継ポンプ場 供用開始
H17～H24	遠敷地区 供用開始
H16～H23	今富地区 供用開始
R1	計画区域のほぼ全域 供用開始

集落排水事業

種別	地区	供用開始	計画人口	処理能力	事業費
農業	太良庄	S63.4.1	380	102.6 m <sup>3</sup> /日	208 百万円
	堅海	H1.4.1	270	72.9 m <sup>3</sup> /日	182 百万円
	甲ヶ崎	H4.6.1	400	108 m <sup>3</sup> /日	430 百万円
	宮川	H6.8.1	940	253.8 m <sup>3</sup> /日	1,446 百万円
	国富	H10.4.1	1,800	486 m <sup>3</sup> /日	2,239 百万円
	松永	H10.5.1	1,760	475.2 m <sup>3</sup> /日	2,231 百万円
	谷田部	H13.4.1	520	141 m <sup>3</sup> /日	763 百万円
	勢浜	H14.6.1	710	192 m <sup>3</sup> /日	852 百万円
	口名田	H14.10.1	1,600	432 m <sup>3</sup> /日	2,228 百万円
	加斗	H14.12.1	2,270	613 m <sup>3</sup> /日	2,727 百万円
	中名田	H18.2.1	1,790	484 m <sup>3</sup> /日	1,921 百万円
漁業	阿納・犬熊	H1.4.1	2,193	500 m <sup>3</sup> /日	393 百万円
	志積	H1.4.1	250	51.6 m <sup>3</sup> /日	130 百万円
	矢代	H2.4.1	380	80 m <sup>3</sup> /日	140 百万円
	泊	H5.3.31	305	93.6 m <sup>3</sup> /日	229 百万円
	宇久	H6.3.31	164	36 m <sup>3</sup> /日	156 百万円
	加尾・西小川	H6.3.31	754	176 m <sup>3</sup> /日	359 百万円
	田島	H9.3.27	2,119	463.6 m <sup>3</sup> /日	836 百万円
	仏谷	H11.10.1	138	37.4 m <sup>3</sup> /日	208 百万円

## 2. 公共下水道（汚水）の事業費

種 別	事業費	備 考
管渠	256 億円	主要な管渠延長 14.84 km
ポンプ場	12 億円	2 か所（北部、東部）
処理場	83 億円	小浜浄化センター（川崎）
計	351 億円	

## 3. 下水道の費用負担

### ・公共下水道（汚水）

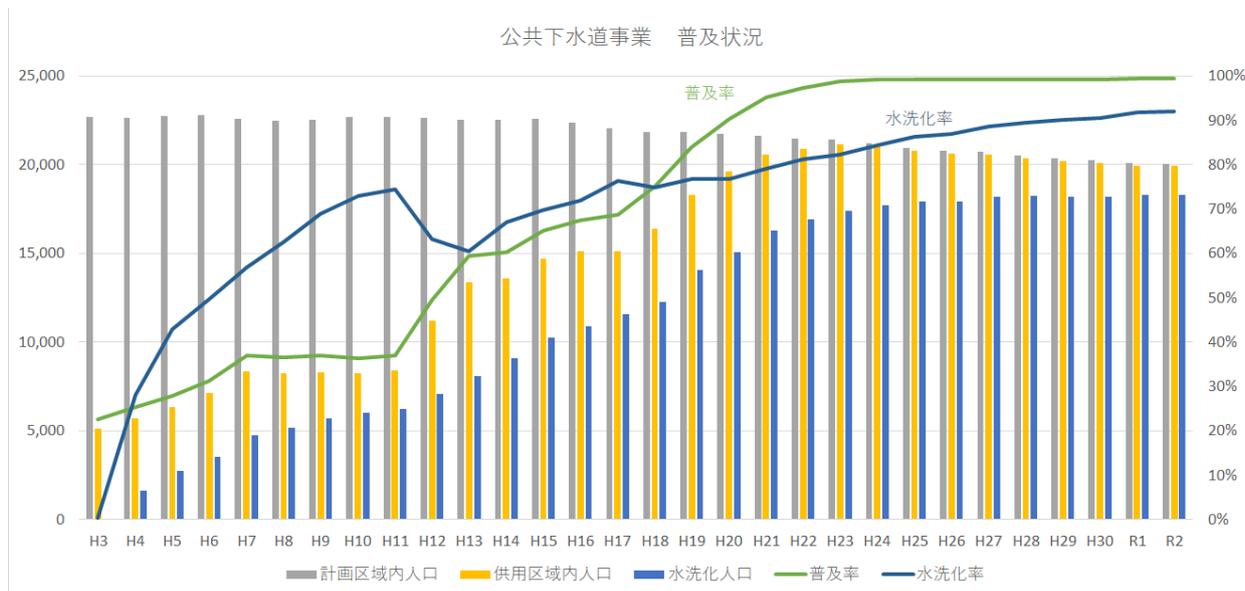
建設費のうち主たる施設の建設費用においては国からの補助金が 1/2 ある  
 末端管渠（国の補助がない施設）整備費の 1/4 を受益者が負担  
 市負担分のほとんどを地方債により調達する。

種 別	金 額	備 考
国費	120 億円	主たる施設の建設費用の 1 / 2
地方債	203 億円	市負担分の約 90%
市費	8 億円	都市計画税などの市税
受益者負担金	20 億円	供用区域内の土地に対して 500～580 円/m <sup>2</sup>
計	351 億円	

### ・集落排水事業

建設費のうち主たる施設の建設費用においては国からの補助金が 50～55% ある  
 事業費の 6.75～25% を受益者が負担  
 市負担分のほとんどを地方債により調達する。

## 4. 公共下水道の普及状況



## 5. 下水道の料金体系

### 公共下水道（税抜）

使用区分	料金区分	排水量等	料金
一般汚水	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで	1,350
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	9～10 m <sup>3</sup>	160
		11～30 m <sup>3</sup>	185
		31～50 m <sup>3</sup>	200
		51～100 m <sup>3</sup>	210
		101 m <sup>3</sup> ～	225
公衆浴場汚水	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで	1,350
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	9～10 m <sup>3</sup>	160
		11 m <sup>3</sup> ～	80

### 農業集落排水事業（税別）

地区名	基本料金	人員料金
太良庄	3,000 円/件	390 円/人
堅 海	4,400 円/件	950 円/人
甲ヶ崎	4,400 円/件	550 円/人
宮 川	4,400 円/件	950 円/人
国 富	4,400 円/件	950 円/人
松 永	4,400 円/件	800 円/人
谷田部	4,400 円/件	600 円/人
勢 浜	4,400 円/件	950 円/人
加 斗	4,400 円/件	950 円/人
口名田	4,400 円/件	950 円/人
中名田	4,400 円/件	950 円/人

### 漁業集落排水事業（税別）

地区名	基本料金 20 m <sup>3</sup> まで	超過料金
阿納・犬熊	3,500 円/件	220 円/m <sup>3</sup>
志積		
矢代		
田鳥		
泊	4,200 円/件	400 円/m <sup>3</sup>
宇久		
加尾・西小川		
仏谷		

公共下水道料金の推移

料金区分	排水量等	H3~11	第1回	H12~22	第2回	H23~27	第3回	H28~
基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,200	基本 料金 区分 変更 平均 15% 増額		平均 10% 増額		平均 12% 増額	
	8 m <sup>3</sup> まで			1,250		1,250		1,350
超過料金 1 m <sup>3</sup> につき	9~10 m <sup>3</sup>			25		140		160
	11~30 m <sup>3</sup>	130		155		165		185
	31~50 m <sup>3</sup>	140		165		177		200
	51~100 m <sup>3</sup>	150	175	188	210			
	101 m <sup>3</sup> ~	170	195	210	225			

農業集落排水料金の推移

地 区	太良庄	壺 海	甲ヶ崎	宮川	国富	松永	谷田部	口名田	勢浜	加斗	中名田
S63	1,800 300										
H1		2,100 350									
H3		2,700 450									
H4			4,000 500								
H6	2,600 350	3,300 500		4,000 500							
H10					4,000 500	4,000 500					
H11	3,000 390	4,000 600	4,400 550	4,400 600							
H13							4,400 600				
h14								4,400 600	4,400 600	4,400 600	
H17				4,400 950							4,400 600
H22		4,400 950			4,400 800	4,400 600			4,400 950	4,400 950	
H25								4,400 800			4,400 800
H29					4,400 950	4,400 950		4,400 950			4,400 950

漁業集落排水料金の推移

	阿納・ 犬熊	志穂	矢代	泊	宇久	加尾・ 西小川	田鳥	仏谷
H1	2,000 125	2,000 125						
H2			2,000 125					
H5				3,500 220				
H6					4,000 295	4,000 295		
H9							3,500 220	
H11		2,000 135	2,000 135	3,700 230	4,200 305	4,200 305		4,200 305
H13	3,500 220							
H15		3,500 220	3,500 220					
H17				4,200 400	4,200 400	4,200 400		4,200 400

## はじめに

下水道事業は、市民の環境衛生の向上に寄与し、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠かすことのできない根幹的事業である。一方、全ての市民が平等にサービスを受ける事業ではないため、公営企業としての原則が適用され、負担の公平を図ると共に、「一般会計」との間に適正な経費負担区分が必要である。

平成27年6月30日で諮問のあった「小浜市下水道使用料制度」について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり意見が集約されたのでここに答申する。

### ①下水道事業の概要および現状について

小浜市の下水道事業は、昭和58年度に工事に着手し、平成3年3月に一部の地域で供用開始を行っている。平成26年度末には整備率95.8%、普及率99.1%、水洗化率86.8%に達している。

### ②下水道事業特別会計の状況および経営健全化に向けて

平成26年度の使用料収入は、4億3千万円余りに達し、施設の維持管理費を賄うに足りる金額である。しかし、資本費の50%を対象とした起債償還額には遠くおよばない状況である。

平成26年度末における起債償還残高は145億円余りで、今後の起債償還については毎年10億円を超える起債償還が10年以上継続することとなる。その財源には、使用料と基準に基づく一般会計からの繰入金および資本費平準化債を充てている。しかし、上記の財源だけでは起債償還額に及ばないため、基準以外に一般会計からの繰入れを実施し運営を行っているのが実情である。

人口減少、節水意識の向上による使用料の減少、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加などで、今後5年間の下水道使用料の不足額は、年平均で8千7百万円程度、約20.5%の不足が予測される。一般会計からの基準以外の繰入は、「独立採算制」や「受益者負担」の原則に反する。また、一般会計をこれ以上圧迫することはできないため、使用料の改定もやむを得ないと判断する。

### ③使用料の改定について

市民生活のライフラインである下水道の使用料は、市民に直結する公共料金として中期的に適正な審議を実施し、下水道事業特別会計の健全経営に努めなければならない。

小浜市内の集落排水を使用している市民の方は、既に高額な使用料を負担している。同じ市内における下水道使用者として、使用料のバランスについても考慮する必要がある。

ある。

前回の審議会における提言に基づき、5年間という中期間で管理運営および使用料の適正化についての審議を重ねた結果、次項の改定（案）が妥当であるとの結論を得た。

#### ④具体的な答申内容について

##### 1. 使用料体系・使用区分について

従来と同様の使用料体系「基本料金＋累進使用料制」と使用区分「一般污水・公衆浴場污水」とする。

##### 2. 使用料の水量区分・料金について

従来と同様の水量区分を維持し、使用料単価を改定する。 (税抜)

使用区分	料金区分	排水量等	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)
一般污水	基本料金	8 m <sup>3</sup> までの分	1,250	1,350	8.0
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	140	160	14.3
		10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	165	185	12.1
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	177	200	13.0
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	188	210	11.7
		100 m <sup>3</sup> を超える分	210	225	7.1
公衆浴場污水	基本料金	8 m <sup>3</sup> までの分	1,250	1,350	8.0
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	140	160	14.3
		10 m <sup>3</sup> を超える分	64	80	25.0

##### 3. 基本料金について

基本料金は、平成12年度の改定から、約15年間据え置かれてきたが、固定的にかかる「固定費」や使用者数に応じてかかる「需要家費」に鑑み、下水道事業の全体的な改定として、負担公平の原則に基づき改定を行う。ただし、基本水量については、従来と同量の8 m<sup>3</sup>までとする。

##### 4. 改定率について

下水道事業特別会計の状況からは、予測に伴う不足額の全てを使用料改定により賄うのが理想であるが、そうした場合、増加額・増加率が大きくなりすぎ、市民生活に多大で直接的な影響を与えるため、理解を得ることができないと判断する。

当審議会においても、予測に伴う不足額の全てを使用料で賄うのではなく、更なる健全経営対策に努めることを含め、農業集落排水や漁業集落排水の使用料とのバランスを考慮しながら、12%程度を全体増加率とすることが適当と判断する。

## 5. 生活扶助者等への対応について

使用料の増額改定に伴う生活扶助者等への影響を最小限とするため、市の生活扶助者等への配慮や人口減少問題に対する施策などについては、総合的な施策の一環として、下記の内容について、具体的な取り組みを期待するところである。

- ・生活扶助者に対する援助（下水道使用料分の補填等）
- ・子育て支援に対する施策（手当等の増加）
- ・人口減少問題に対する施策（企業誘致、U・Iターン等に対する援助） 等

## 6. 下水道事業の経営健全化対策について

使用料改定を行うことは、市民に経済的な負担を強いることとなるため、生活に大きな影響を与える。下水道事業者においては、自らが経営者であることの自覚を更に深め、健全経営に対する市民の期待に沿い、長期的で健全な管理運営と経営計画の透明化に努めるため、一層の対策を講じ努力することが必要である。

### 【収入の確保】

- ①水洗化率の向上
- ②徴収率の向上
- ③有収率の向上

### 【支出の抑制】

- ①アウトソーシングの導入（包括的民間委託）
- ②下水道施設長寿命化計画の推進

## おわりに

現在の社会情勢は、複雑多様化する社会構造や人口減少問題に直面しており、一層厳しさを増している。小浜市においても、「小浜市総合戦略」を策定し、全庁をあげて人口減少問題等に対策を講じているところである。

下水道整備が概ね完了した現在において、今後の大きな課題は、「下水道事業の経営健全化」である。

下水道の使用料を増額改定することは、市民にとって負担の増加を伴う改定となり、生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、苦渋の決断である。とりわけ、生活扶助者等への対応については、小浜市全体の課題として、積極的な施策の実施を求める。

最後に、下水道が市民生活に身近で欠かすことのできないライフラインであることを念頭に置き、将来にわたって下水道事業の経営健全化を図るため、更なる経営努力を重ねていくことを切に期待する。